田原本町議会会議録目次

○12月6日(第3日)

(午前10	時00分)3-3
	請願1件及び議第50号より議第59号までの10議案につ
	つて)
疑	······ 3 – 9
論	······ 3 – 9
決	
願	中学校給食の早期実施を求める請願(採 択)3-15
第50号	平成25年度田原本町一般会計補正予算(第4号)
	(原案可決)3-15
第51号	平成25年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	(原案可決)3-15
第52号	平成25年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第2号)
	(原案可決)3-15
第53号	田原本町子ども・子育て会議条例(原案可決)3-15
第54号	田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
	(原案可決)3-16
第55号	田原本町水道事業給水条例の一部を改正する条例
	(原案可決)3-16
第56号	金剛寺井堰地区ゴム引布製袋体更新工事請負契約締結について
	(原案可決)3-16
第57号	指定管理者の指定について(原案可決)3-16
第58号	奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について
	(原案可決)3-17
	 一般

議第59号 奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について

(原案可決) 3 -	- 1	7
閉会中の継続審査について3 -	- 1	7
町長閉会挨拶3 -	- 1	8
閉会 (午前10時47分)3-	- 1	9

平成25年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成25年12月6日 午前10時00分 開議 於田原本町議会議場

- 1, 出席議員(14名)
 - 1番 阪 東 吉三郎 君
 - 3番 安 田 喜代一 君
 - 5番 古 立 憲 昭 君
 - 7番 竹 邑 利 文 君
 - 9番 吉 田 容 工 君
 - 11番 松 本 美也子 君
 - 13番 吉 川 博 一 君

- 2番 森 井 基 容 君
- 4番森良子君
- 6番 西川 六 男 君
- 8番 辻 一 夫 君
- 10番 植 田 昌 孝 君
- 12番 小 走 善 秀 君
- 14番 松 本 宗 弘 君
- 1, 欠 席 議 員 (0名)
- 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 植田知孝君 議事係長 中辻 勇君

- 1,地方自治法第121条の規定により出席した者
 - 寺 田 典 弘 町 長 君 副 町 長 石 本 孝 男 君 総務部長 明 君 総務部参事 持 君 松田 田 尚 顕 平井 洋 一 君 君 住民福祉部長 産業建設部長 福 畄 伸 卓 上下水道部長 弘之君 秘書広報課長 本 達 史 君 取田 畄

監査委員 楢 宏君 教育委員長 森 章 浩君教育委員長 森 章 浩君教育 長 片 倉 照 彦 君 教育 部長 鍬 田 芳 嗣 君会計管理者 奥山佳 延君 選挙管理委員会 吉 田 悦 治 君

農業委員会 笹 岡 吉 久 君 事 務 局 長

平成25年田原本町議会第4回定例会議事日程

- 12月6日(金曜日)
- ○開 議(午前10時)
- ○委員長報告(請願1件及び議第50号より議第59号までの10議案について)
- ○質 疑
- ○討 論
- ○採 決
- ○閉会中の継続審査について
- ○議長閉会挨拶
- ○町長閉会挨拶
- ○閉 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長(辻 一夫君) ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。 よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、吉田議員の総括質疑の中で資料確認の上、後日答弁を行うとされておりました件について、理事者側から既に吉田議員に疑義の説明を行い、 了承を得ているとのことから、議員各位にはそれぞれご了解いただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ありがとうございました。この件については、これで終わらせていただきます。

日程に入ります。

委員長報告(請願1件及び議第50号より議第59号までの10議案について)

○議長(辻 一夫君) 去る2日の本会議において上程されました請願1件と、一括 上程されました議第50号、平成25年度田原本町一般会計補正予算(第4号)よ り議第59号、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてまでの10議案に ついては、各所管の委員会に各々付託をされておりますので、この際一括議題とい たします。

それでは、ただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

総務文教常任委員会委員長、10番、植田議員。

(10番 植田昌孝君 登壇)

○10番(植田昌孝君) 議長のご指名によりまして、総務文教常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成25年田原本町議会第4回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました請願及び議案につき、去る12月4日午前10時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長、並びに請願審査に当たっては紹介議員の竹邑議員にも出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、中学校給食の早期実施を求める請願につきましては、各委員から「食育を進めるためには中学校給食を実施すべきである」、「社会状況の変化により毎日弁当を子どもに持たせることが、保護者の大きな負担となっている」、「弁当を持って来られる生徒と持って来られない生徒がいる」といった中学校給食の実施に前向きな理由・意見が出されました。

また、「これまで、家庭からの"愛情弁当"が、子どもと親との関わりの中で、 どのような効果があるかなどについて説明が不十分であったため、保護者の理解が 得られていない」との意見もありました。

これら各委員の意見から、当委員会は全員賛成で中学校給食の早期実施を求める 請願について、採択すべきものと決したものであります。

なお、町長へ請願を送付するに当たっては、その処理の経過及び結果の報告を求めることが適当との判断も併せて行ったものであります。

次に、議第50号、平成25年度田原本町一般会計補正予算(第4号)につきましては、補正予算額は2億7,039万1,000円の増額で、予算総額は106億4,586万6,000円となります。

このうち当委員会所管の補正予算についてご報告申し上げます。

補正の内容につきましては、歳出、第2款総務費、2億4,460万円の増額につきましては、財政調整基金積立金2億5,000万円を積立てられるほか、ふるさと応援寄附の増に伴うふるさと応援基金積立金と御礼の品に要する経費、及び防犯灯設置補助金を増額補正されるものと、人件費につきましては、本町においても国に準じた特例措置を実施したことによる給与減額、職員の人事配置に伴う過不足の調整などを図られるものであります。

なお、補正財源につきましては、寄附金及び繰越金をもって充当されるものであ り、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第58号、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更及び議第59号、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更につきましては、奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され事務組合の構成団体でなくなり、また、新たに奈良県広域消

防組合が加入することにより、当組合を組織する市町村及び組合の数が減少することとなり、それに伴い、規約の一部を変更する必要があるため、それぞれ、地方自治法第286条第1項の規定により、奈良県知事に許可を受けることについて、同法第290条の規定に基づき議決を求められるもので、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

- ○議長(辻 一夫君) 厚生建設常任委員会委員長、11番、松本美也子議員。
 - (11番 松本美也子君 登壇)
- ○11番(松本美也子君) 議長のご指名によりまして、厚生建設常任委員会を代表 いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成25年田原本町議会第4回定例会におきまして、厚生建設常任委員会に付託されました議案につき、去る12月4日午後1時より委員会を開催し、委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第50号、平成25年度田原本町一般会計補正予算(第4号)につきましては、補正予算額は2億7,039万1,000円の増額で、予算総額は106億4,586万6,000円となります。

このうち当委員会所管の補正予算についてご報告申し上げます。

歳出、第3款民生費、3,676万1,000円の増額につきましては、人件費に係る特例措置による給与減額、職員の人事配置に伴う過不足の調整、並びに国民健康保険特別会計への繰出金及び障害者自立支援介護訓練等給付費などの精算に伴う国庫支出金返納金によるものであります。

第4款衛生費、380万円の減額、第5款農林水産業費、730万円の減額、第7款土木費、1,480万円の増額につきましては、人件費に係る特例措置による給与減額等によるものであります。

なお、補正財源は国・県支出金及び繰越金であります。

次に、第2表債務負担行為補正につきましては、老人福祉センターの指定管理に 伴います、平成26年度から平成28年度までの3年間の指定管理料の限度額を7, 492万円と定められるもの、及び子ども子育て支援に係る電子システム構築業務 委託料で972万円と定められるものであります。

当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第51号、平成25年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正予算額は4,247万9,000円の増額で、予算総額は35億5,576万2,000円となります。

補正の内容につきましては、歳出、第10款諸支出金、4,247万9,000 円の増額は、平成24年度の療養給付費等の精算による返納金であります。また、 財政安定化支援事業費などの確定により、繰入金を増額し、国民健康保険税の減額 により、歳入区分の変更をし、調整を図られるものであります。

なお、補正財源につきましては繰越金であり、当委員会は全員賛成で原案どおり 了承いたしました。

次に、議第52号、平成25年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第2号) につきましては、補正予算額88万円の増額で、予算総額は22億2,670万7,000円となります。

補正内容につきましては、歳出、第4款地域支援事業費、88万円の増額につきましては、地域ケア会議活用推進事業費補助金を活用して、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、福祉等の多職種が協働して、高齢者を支援する方針を検討する場を持つために、地域ケア会議の立ち上げに向けての合同研修会、先進地視察等を実施されるための費用であります。

なお、補正財源につきましては国庫支出金であり、当委員会は全員賛成で原案ど おり了承いたしました。

次に、議第53号、田原本町子ども・子育て会議条例につきましては、平成24年に制定されました子ども・子育て支援法が平成27年4月1日から本格施行されるため、本町におきます子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する合議制の機関として、田原本町子ども・子育て会議を設置することに伴い、条例を制定されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第54号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す

る条例につきましては、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から引き上げられることに伴い、し尿汲み取りの基本料金及び手数料に改正後の税率100分の108相当率を乗じて得られた額の改正、及び条文整備されるもので、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第55号、田原本町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、 消費税法の一部が改正され、平成26年4月1日から消費税率及び地方消費税率が 引き上げられることに伴い、給水申込金及び水道料金に改正後の税率を加算して得 た額の改正、及び条文整備されるもので、当委員会は賛成多数で原案どおり了承い たしました。

続きまして、議第56号、金剛寺井堰地区ゴム引布製袋体更新工事請負契約締結につきましては、金剛寺及び大網地内の曽我川に設置しておりました金剛寺井堰の袋体について、平成20年5月の河川の急激な増水により破損したゴム引袋体の更新工事を行われるもので、事後審査型条件付き一般競争入札の結果、契約金額6,042万4,920円で、大阪府大阪市中央区谷町5丁目3番17号、丸島産業株式会社 取締役社長 荻野英彦と工事請負契約を締結されるものであり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第57号、指定管理者の指定につきましては、田原本町老人福祉センターの指定管理者に、橿原市八木町1丁目8番15号の阪神管理サービス株式会社、代表取締役 清水克益を指定し、指定の期間を平成26年4月1日から平成29年3月31日までとされるもので、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

- ○議長(辻 一夫君) 唐古鍵遺跡整備検討特別委員会委員長、9番、吉田議員。 (9番 吉田容工君 登壇)
- ○9番(吉田容工君) それでは議長のご指名によりまして、唐古鍵遺跡整備検討特別委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成25年田原本町議会第4回定例会におきまして、唐古鍵遺跡整備検討特別委員会に付託されました議案につき、去る12月5日午前10時より委員会を開催し、

全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議第50号、平成25年度田原本町一般会計補正予算(第4号)につきまして、当委員会所管に係る補正予算についてご報告申し上げます。

歳出、第9款教育費、173万円の増額は、唐古・鍵遺跡の保存管理計画策定に要する費用を増額されるものであります。また、債務負担行為補正につきましては、 唐古・鍵遺跡保存管理計画策定に伴います平成26年度分の限度額を327万円と 定められるものであります。

補正財源につきましては繰越金であり、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、経過報告につきまして、唐古・鍵遺跡整備工事の進捗状況について、盛土 造成工事と水路工事等について、今年度末にすべて完了する計画であり、予定どお り工事は進んでいる旨の報告を受けたものであります。

次に、その他としまして、唐古・鍵遺跡公園の活用についての説明を各ゾーン毎 に、どのような活用ができるのか説明を受けたものであります。

各委員から活発な意見をいただいた結果、活用については今後も検討を重ねることになりました。

以上、当委員会に付託されました議案及び経過報告等につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(辻 一夫君) 続きまして、清掃工場建設検討特別委員会に付託案件はございませんが、本定例会までの経過等について報告を求めます。清掃工場建設検討特別委員会委員長、12番、小走議員。

(12番 小走善秀君 登壇)

○12番(小走善秀君) 議長のご指名によりまして、清掃工場建設検討特別委員会 を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成25年田原本町議会第4回定例会におきまして、清掃工場建設検討特別委員会を去る12月5日午後1時より開催し、全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

付託案件はございませんが、3市町で実施している新清掃工場の建設等の状況について報告を受けたところであります。

今年6月に新施設建設地周辺自治会に概算払いした環境整備事業補助金で、神社 改修工事費について、政教分離に抵触することから、交付決定の取り消しを行い補 助金が返納されたこと。

また、やまと広域環境衛生事務組合議会全体協議会において、熱利用は施設内の 温水などに利用する計画であったが、その後、施設建設規模が拡大したこと、また、 発電して電力を施設内で使用し、余剰電力は電気事業者に売電ができる固定価格買 取制度が導入されたことによる施設維持管理費の軽減が見込まれることから、余熱 利用を発電とすることを了承されたこと。

また、ごみ中継施設建設用地について、国道24号バイパス沿いの矢部地内で、 地権者と用地交渉を進めており、検討いただいているとの報告を受けたところです。 以上、当委員会の審査内容についてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただ きます。ありがとうございました。

○議長(辻 一夫君) 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それでは、ただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。 これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。2番、森井議員。

いません。

(2番 森井基容君 登壇)

○2番(森井基容君) 議長のお許しをいただきましたので、中学校給食の早期実施を求める請願に対して、賛成しかねる旨の討論をさせていただきたいと思います。私は、中学校給食実施に関しては積極的に賛成でも、また積極的に反対でもござ

では、なぜここで賛成しかねる旨の討論をさせていただくのかといいますと、本 請願の文面から学校給食を巡る世間の状況、保護者の方々の願いは見えてまいりま す。また、食育基本法や学校給食法の崇高で高邁な理念も見えてまいります。しか しながら、昼食を食べる主役たるべき子ども達の姿が全く見えてきませんでした。 さて、給食の実施について当事者は弁当を作る側の保護者の方々、給食を実施する側としての学校、そして昼食を食する子ども達の3者あると思っています。

弁当を作る側、給食を実施する側の論理は見えても、給食に関して、また給食実施に対して、その主役たるべき、それを食する子ども達の姿は、私には全く読み取ることができませんでした。

私は、学校における主役は子ども達であると考えております。教師や保護者は子ども達の成長をサポートし、健やかに育ってくれるようにする役割を担っているものと考えております。

そのことにより本請願については、私は広く生徒を含めた給食実施を求める状況 にあると判断できますならば反対しようとは思いません。だからこそ、ここであえ て問いたいのです。「子ども達は本当に給食の実施を求めているのでしょうか」と。

家庭で用意していただく弁当を楽しみにしている子ども達のことも忘れてはならないと思います。子ども達の意見が圧倒的多数、つまり過半数ではなく3分の2以上の多数が最低限必要かと思いますが、そういう状況であるならば、実施の方向へ進めれば良いと考えております。例えば生徒会で給食を実施をしてほしいという旨の決議が圧倒的多数でなされ、その援護射撃として大人である私たちが動くのであるのならば、積極的に賛成もさせていただきたいと思います。

私は、長きにわたって田原本中学校で仕事をさせていただきました。しかし、給食の実施を求めるような子ども達の声を聞いたことは皆無に等しかったように記憶しております。時代も変わっておりますので、子ども達の要望も変わっているのかもしれませんが、少なくとも主役たるべき子ども達の声を、この請願については、この事案については反映しなければならないものと考えております。

私の知る範囲では、この種の議論では大人の論理ばかりが先行しているように思えてなりません。大人の論理だけで給食実施に踏み切るべきではないと考えます。 毎日の昼食を楽しみにしているのは、あくまでも子ども達であることを忘れてはならないと思います。子ども達が望んで、そして、おいしいと思って食べることが、子ども達の血となり肉となるものと考えています。

もう一度問いたいと思います。田原本町の宝とも言うべき子ども達は給食実施を

求めているのでしょうか。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(辻 一夫君) 9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは反対の立場の討論をさせていただきます。私は給食のこととは違いますので。まず前もって言っておきます。

議第54号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 について意見を述べさせていただきます。

今回の改正は、し尿の収集、運搬及び処分にかかる手数料の額に対し、来年4月から消費税率8%を加算する改正です。消費税率が5%から8%に引き上げることに伴う改正です。

消費税率が上がるから当然の対応かというと、そうではありません。ごみの収集、 運搬等の費用として、すべての住民が負担しているごみ袋代は、45リットル袋は 45円、30リットル袋は30円と現状据え置きです。

では、なぜし尿の収集運搬費だけが消費税分も値上げかというと、し尿の収集を 民間業者に委託しているために生じる対応です。言い換えると、町が直接収集運搬 をしていたら負担しなくても良いというお金と言えます。町の利便性追及のつけを 住民に転嫁するものです。

昨年、町の一般会計は3億1,800万円を基金に積み立て、決算では6億6,700万円の繰越金を計上されました。単年度だけで2億円の黒字です。これだけの剰余金を生み出しています。今回課税される金額はわずかです。町としては全く気にならない金額です。消費税率が上がって、これからの暮らしをどうしようかと悩んでおられる、そんなときに消費税率が上がったら値上げは当たり前と、何の考慮もなく消費税率を転嫁することに同意できません。住民の暮らしを応援する町政の役割を果たされることを求めるものです。

議員の皆さんご一緒に反対の意思表示を示していただきますよう、よろしくお願いします。

次に議第55号、田原本町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。 本件の改正も来年4月から実施されるとされる消費税率増税に対応するものです。 消費税分を値上げするとどうなるのか、節水意識が更に強まります。これは暮らしを守るための当然の行動です。昨年の決算は約7,000万円の黒字でした。今回の住民への負担増を和らげる財源は十分にあります。

賃金が下がり続ける中、非正規雇用が増える中、年金の支給が減らされる中、行われる消費税の大増税が日本経済に大きな打撃を与えることは容易に想像できます。 そんなときに本町はさらなる負担を安易に被せることに反対します。

議員の皆さん、住民への思いやり、温かい心を表していただけるようお願い申し 上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長(辻 一夫君) ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) 次に原案に賛成者の発言を許します。4番、森議員。

(4番 森 良子君 登壇)

○4番(森 良子君) 議長のお許しを得て、中学校給食の早期実施を求める請願の 賛成計論をさせていただきます。

これまで多くの町民の方が中学校給食の実施を待ち望んでいらっしゃいます。先ほどの森井議員のお話にもありましたが、中学生の意見、声というものは、私はたびたび聞いております。宮古でも聞いております。また偶然ですが、一昨日、私は下校途中の北中学校の2人の女子生徒と路上で出会いました。そこで「中学校給食はあったほうがいいと思う?」と聞いてみると、即座に元気な声で「めっちゃ給食はしてほしい」との声が返ってきました。

私には家庭の事情は一切わかりませんが、お弁当を持ってくるのを忘れたり、自分で作ったり、また、お弁当がない日は、コンビニで菓子パン2個とコーヒーを買って登校するというそうです。

話は少し変わりますが、保健体育審議会答申の中で、学校給食の意義役割についてこう言われております。

「学校給食は、教育生活の場である学校で食事を一緒にとれるようにすることであり、このことにより学校生活を豊かにすると共に良き食習慣を身につけさせ、また、好ましい人間関係を育成するなどの教育効果を高めるものである。家庭生活において食事が一家団らんの場であり、また、家庭教育の機会であると言われる如く、

給食において児童生徒が食事を共にすることは、学校生活を豊かにし、良き食習慣 や好ましい人間関係の育成などに役立つ。特に教師と児童生徒が食事を共にするこ とは、心の通った格好な生活指導の場を提供するものである。」

このように審議会答申で言われていることの一部を紹介いたしましたが、級友や 先生と同じ場所で、同じ食事をすることの教育的意義は計り知れないものがあると 思います。食育の面では言うまでもありませんが、そういう意味でも、本町の中学 生にも早く給食を実施してあげたいと願ってやみません。

今回この請願が採択され、早期に実現されますよう各議員の皆様とともに頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。 ○議長(辻 一夫君) ほかに討論ありませんか。5番、古立議員。

(5番 古立憲昭君 登壇)

○5番(古立憲昭君) 議長のお許しをいただきまして、中学校給食の早期実施を求める請願について賛成の立場から私の意見を述べさせていただきます。

この中学校給食の実施の問題は、8年前に初当選させていただいてから何とか実施できないかと思い続けてまいりました。

それは、ある家庭に訪問したとき、中学校の女子生徒から「私の家は父子家庭で、 父は早く仕事に行き、弁当を作ってもらえない。私も自分のことで精一杯で弁当ま で作れない。お昼時間になると、みんなと比べて惨めな思いがする。何とかみんな と同じように食べたい。ぜひ中学校で中学校給食をしてほしい」と訴えられました。 一人の人の悩みや苦しみを解決していくのが政治であると思います。しかし、残 念ながら、いまだ給食は実現しておりません。

実施を求められている要因は、請願に述べられている如く、食育、学校給食法、 中学校の実施率、そして社会の構造変化を挙げられ、また、行政側は弁当こそが家 庭教育が栄養、そして愛情論まで述べられています。

私は、これらの問題から少し違う論点から述べてみたいと思います。

今、お昼休みでお弁当を持ってきている子と、持ってきていない子がいます。お 弁当を持ってきている子は保護者に作ってもらって食べている。しかし、お弁当を 持って来られない子は何らかの要因で持って来られていない。その要因は経済的な ものではなく、先ほど述べましたような何か物理的な問題があると思います。 しかし、子ども達にとって、お弁当を持ってくる子と持って来られない子、この 2 つの状態が中学校で発生しておるわけでございます。これは子ども達にとっては 不平等な状態が発生しておるのではないでしょうか。 教育現場にこの不平等の状態 を発生させてはいけない。 教育こそが不平等をなくさなければならないと思う次第 でございます。

かつても、この教育現場に不平等なことがございました。それは教科書のことでございます。

私たちの時代、まだ日本が経済的に発展していないときでございました。新学年になると、子ども達は新しい教科書を持って来られる子と、持って来られない子がおりました。教科書を持って来られない子はどうしたかといいますと、お兄さん、お姉さんがおられる方はお下がりをもらえた。しかし、お兄さんお姉さんがおられない子は、お隣の、またご近所のお兄さんやお姉さんに分けてもらって、その古い教科書で勉強をしたわけでございます。

そういった意味において、この当時、新学年においては、新しい教科書の子と古い教科書の子と2つの状態がございました。これはまさに不平等状態ではないでしょうか。子ども達にとっては何ら関係のないところでございます。むしろ経済的な部分があったかもしれませんけれども、今述べましたように、子ども達にとっては本当に不平等な状態でございました。そういった思いから私たちの先輩議員が、これはいけないということで、教科書を何とか全員に新しいのを配布しようということから無償配布が起こったわけでございます。それが不平等をなくした要因でございます。

そういった意味からにおきましても、この中学校給食問題、持って来られる子と 持って来られない子がいるということは、まさに不平等な状態だと私は思います。 それを踏まえて各地方自治体においては、今、中学校給食が少しずつ増えていって おります。まさに不平等をなくそうという意思からではないでしょうか。

こういったことから、私は、この不平等をなくしたいという、そういう思いから この請願には賛成させていただきます。議員の皆様方もどうかこの請願に対して、 ご意思を示していただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、私の賛成討論 とさせていただきます。ありがとうございました。 ○議長(辻 一夫君) ほかに討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ないようでございますので、これにて討論を打ち切ります。 それではこれより採決に入ります。

まず、中学校給食の早期実施を求める請願を採決いたします。本議案に対する委員長報告は採択すべきものであります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、請願は委員長の報告どおり採 択することに決しました。

続きまして、議第50号、平成25年度田原本町一般会計補正予算(第4号)を 採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告 どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第51号、平成25年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。 委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第52号、平成25年度田原本町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員 長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第53号、田原本町子ども・子育て会議条例を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第54号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を 改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。 委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第55号、田原本町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採 決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告ど おり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第56号、金剛寺井堰地区ゴム引布製袋体更新工事請負契約締結 についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委 員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第57号、指定管理者の指定についてを採決いたします。本議案 に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成 諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第58号、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更 についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委 員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第59号、奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてを採 決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告ど おり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました請願1件と、議第50号より議第59号までの10議案については、すべて議了いたしました。

閉会中の継続審査について

○議長(辻 一夫君) お諮りいたします。それぞれの委員長より審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご 異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長の申し出 どおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたしま す。

以上をもちまして今期定例会の日程はすべて終了いたしました。よって、今期定 例会は本日をもって閉会といたします。

閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は去る2日に開会し、本日6日までの5日間の長きにわたりまして、議員各位には終始熱心に慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

理事者におかれましては、審議の過程におきまして議員各位から述べられました 意見、要望につきましては、町民の声として十分に尊重いただき、今後の町政執行 に反映されますようお願いいたします。

さて、本年も残すところわずかとなり、寒さもひとしお身にしみる頃となりました。皆様方におかれましては、何とぞお体をご自愛いただき、夢多き新年を迎えられますようご祈念申し上げます。

議員各位におかれましては、今後とも町勢発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

町長閉会挨拶

○議長(辻 一夫君) それでは閉会に当たりまして、町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のお許しをいただきまして、平成25年田原本町議会第 4回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る12月2日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおりご議決、ご同意いただきましたことにつきまして厚く御礼を申し上げます。

また、会期中の本会議並びに委員会審査を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

さて、今年も残すところわずかとなり、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員皆様におかれましては、何とぞお体をご自愛いただき、希望あふれる新年を健やかに迎えられますようご祈念を申し上げます。

今後とも町勢発展のために一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上 げまして、まことに簡単ではございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。 ありがとうございました。 ○議長(辻 一夫君) それではこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長 辻 一 夫

田原本町議会議員 森 良子

田原本町議会議員 古立憲昭

田原本町議会議員 西川 六男